

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 9 月 6 日（火）第3244号の 2

発行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集 総務部学事法制課
定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

収 用 委 員 会 告 示

○収用裁決手続開始の決定

（収用委員会取扱い） 1

収 用 委 員 会 告 示

鹿児島県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を次のとおり決定した。

平成28年 9 月 6 日

鹿児島県収用委員会

1 起業者の名称

鹿児島県

2 事業の種類

二級河川大美川水系戸口川改修工事（左岸：鹿児島県大島郡龍郷町戸口字塩田地内から同町戸口字真ラ勝地内まで、右岸：鹿児島県大島郡龍郷町戸口字塩田地内から同町戸口字川渡地内まで）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地 番	地 目		全体の地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	使用しようとする土地の面積（㎡）
		公 簿	現 況	公 簿	実 測		
鹿児島県大島郡龍郷町戸口字川渡	3174番5	畑	畑	892	878.48	303.32	7.04

4 土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし、権利があると確定した場合

勝田トウ子

鹿児島県大島郡龍郷町戸口2510番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成28年 8 月 24 日